

諮問第139号の概要

(「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更)

1. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」とは

1. 目的

政府全体として、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

2. 根拠

統計法（平成19年法律第53号）第4条

3. 策定手続

- ① 総務大臣が、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、案を作成。閣議決定で定める（作成の過程では、パブリックコメントも実施）
- ② おおむね5年ごとに改定

4. フォローアップ（統計法第55条）

- ① 総務大臣が、毎年度、各府省等から受ける進捗状況の報告を取りまとめ、公表。
- ② 統計委員会において進捗状況を調査審議

5. 現状

平成30年度～令和4年度を対象とする第Ⅲ期の計画期間中

統計法（平成19年法律第53号）抄

（基本計画）

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2、3（略）

4 総務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

7、8（略）

（施行の状況の公表等）

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(参考) 現行計画 (第Ⅲ期) の構成

全体的な方針

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

- 1 E B P Mや統計ニーズへの的確な対応
- 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進
- 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上
- 4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用推進
- 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

横断的な基盤整備

施策の展開

個別分野ごとの統計整備

第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
- 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備
- 3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

第3 公的統計の整備に必要な事項

- 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減
- 2 統計の品質確保
- 3 統計の利活用促進・環境改善
- 4 統計リソースの確保・統計人材の育成

第2、第3の具体化

別表

今後5年間に講ずる

- 具体的な措置・方策等
 - 担当府省
 - 実施時期
- を設定

(様式)

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期

第4 基本計画の推進

- 1 施策の効果的かつ効率的な実施
- 2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

2. 今回の変更の経緯

H31.1.11 公表(厚生労働省)

毎月勤労統計の 不適切な処理

・全数調査とすべき500人以上事業所について一部抽出調査。適切な統計的処理(復元)を実施していなかった等

↓ 事実関係、責任の所在の解明

厚生労働省
特別監察委員会

- 報告書 (H31.1.22)
- 追加報告書 (H31.2.27)

H31.1.24 公表(総務省)

56基幹統計の点検
〔各府省が実施、総務省が
取りまとめ・公表〕

賃金構造基本統計調査
について、点検報告漏れ

↓ 仕事のやり方の問題の解明

総務省行政評価局

- 賃金構造基本統計問題に関する緊急報告 (H31.3.8)

H31.2月～ (点検検証部会：H31.1.30設置)

統計委員会における点検検証

不適切事案の再発防止、政府統計の品質向上等を目的
H31.2～R1.5月

統一的審査
56基幹統計・232一般統計調査
の実態把握

↓ 再発防止、統計の
品質向上の方策

統計委員会

- 第1次再発防止策 (R1.6.27)
- ・統計作成プロセスの適正化
- ・誤り発生への対応
- ・統計作成の基盤整備

R1.6月～R1.9月

重点審議
個別統計の課題を中心に5つの
統計・テーマについて深堀審議

↓

統計委員会

- 重点審議結果を踏まえた提言の取りまとめ (R1.9.30)

R1.12.24 「総合的対策」の報告書取りまとめ (統計改革推進会議) (※)

※R1.8に新設された「統計行政新生部会」で検討、概要は次ページのスライド

工程表を策定して着実に実行するとともに、特に重要な取組については基本計画に盛り込むことを提言



第Ⅲ期基本計画の変更 (閣議決定)

統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～

提言の基本的な考え方

※毎月勤労統計問題や恒常的公表遅延等の課題について、統計委員会等の提言を踏まえた総合的対策を検討

- 政府統計に関わる全ての職員（統計部局のみならず政策部局含む統計作成職員、人材等リソース確保を担当する官房職員含む）が一体で取り組むべき総合的対策を提言（長期的課題を含む）
- 体制やルールの整備にとどまらず、人間は弱く誤りやすいという「性弱説」の下、効果的な民間事例も参考に、組織風土や職員意識の改革といった内面に働きかける対応も行い、ミスや事案の発生そのものを抑制

政府統計をめぐる諸事案の要因は何だったのか

個々の統計行政について、それを取りまく以下の要因が重なった場合に事案が発生するのではないかと

1. 職員へのプレッシャー
専門知識の不足、調査環境悪化等による職員のプレッシャー増
2. 問題事案が発生しても発見しにくい環境
各省幹部の関与少ない、調査後の検証不十分、外部検証困難
3. 統計の品質管理・確保の重要性への認識
統計の意義・専門性の軽視、国民への影響に対する想像力の欠如

統計行政 8つのステートメント(PRACTICE)

【平時の備え】

- ① 高い品質の統計を安定的に提供するため、適切な作成プロセス(Process)の確立を

【事案発生時の対応】

- ② 問題発見に努め、速やかに改善(Recovery)を

【仕事の見直し】

- ③ 変化に対応(Adaptation)した統計自体の見直しを

【職場風土・意識】

- ④ 統計の重要性と社会的影響についての意識(Consciousness)を大切に

【組織ガバナンス】

- ⑤ 統計部局のリーダーシップの下で協働し、政府一体(Togetherness)となった統計整備を

【人材育成】

- ⑥ 政府統計のプロフェッショナルとして、専門性の向上(Improvement)を

【利用者・報告者重視】

- ⑦ 国民とのコミュニケーション(Communication)を大切に

【技術の開発・利用】

- ⑧ 報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用(Effectiveness)を

ステートメントの実現のための29のタスク

※部会では、統計委員会の提言を後押しするほか、主に以下の提言

- 第三者による統計作成プロセス監査の導入<①>
・民間専門家や他省の実務家が第三者監査、BPRによる効率化
- 統計行政の運営原則、職員行動理念の策定<④>
・職員の声をボトムアップで活用。統計職員が一堂に会する場の設定
- 統計行政のハブ機能を強化して一体性確保<⑤>
・総務省統計局等、各省統計部局をハブ組織として体制等を整備し、各省間支援・省内支援
- 統計データアナリスト等の業務資格を新設、必置化<⑥>
・省内統計の作成等に当たって資格者の配置を義務化。政策部局にも派遣して政策データの正確性確保。必要な体制を整備
・専門性を評価した処遇の確保やキャリアパス
- 3年間で政府統計の代替や補完に利用可能なPOS等のビッグデータ、行政記録を集中的に洗い出して活用<⑧>

<●>の数字は対応するステートメント

→工程表策定、公的統計基本計画(閣議決定)を改定して推進 6

3. 変更の方針

- 令和元年に示された再発防止策（統計委員会）や総合的対策（統計改革推進会議統計行政新生部会）で提言された新たな取組を盛り込むことを目的として実施
 - 統計改革の実現を推進するという第Ⅲ期の基本的な方向自体には変更がないことから、第Ⅳ期を前倒し策定ではなく、第Ⅲ期の一部変更として対応（計画期間は平成30年度～令和4年度末のまま）
- (※) 新たな取組を追加等しない部分については、改元に伴う年表示など形式的な修正を除き、基本的に記載の変更なし

4. 主な追加項目

【品質管理に関する取組の整備】

- ① P D C Aサイクルの確立、第三者監査の導入
- ② 統計作成に関する標準的な業務マニュアルの作成 等

【統計業務を行う上での基盤整備】

- ① 統計の重要度に応じたメリハリのある管理
- ② 統計部局による他組織への広範な支援、統計監理官による各府省統計幹事等のサポート
- ③ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の確保・育成
- ④ 職場風土等の確立（統計行政運営ビジョン、統計職員バリューの策定） 等

5. 審議に当たって想定される論点

総論

総合的対策のステートメントごとに、

- ① 取組を実行するに当たっての留意点について
- ② 基本計画における記載ぶりについて

各論

《品質管理に関する取組》

- ① 品質管理の取組の全体像について
- ② 取組を実行するに当たっての留意点について
- ③ 基本計画における記載ぶりについて

《総合的対策において、統計委員会の対応が明示的に求められている事項》

- ① 統計委員会が取り組むに当たっての留意点について
- ② 基本計画における記載ぶりについて